

資料 2

今回の評価対象について

防災環境対策室

今回の検討会において評価対象課題とされているものは、文部科学省を中心として関係省庁、関係機関等の協力により実施されている環境放射能に関する調査研究であり、環境に存在する自然放射線（能）レベルと、人間活動により付加される放射線（能）レベルの調査を行うことにより、国民の放射線障害に係る安全の確保・不安の解消に資することを目的に実施されており、目的別に以下の4つに分けることができる。

（海外における核実験等起因の調査研究）

海外における核実験等起因の調査研究については、核爆発実験等に伴う放射性降下物による被害を防止し、国民の健康と安全を確保することを目的とし、昭和36年10月内閣に設置された放射能対策本部のもとに、関係機関により放射能調査研究が実施されている。

この調査研究では、外国における核実験や原子力関係事故等による放射性降下物の調査及び海洋への放射性廃棄物投棄の影響をモニタリングするための海洋環境調査行われている。

（モニタリング）

環境中に存在する、天然または人工の放射性物質に起因する環境放射能レベルに関する調査および研究を行い、国民の安全な生活を確保することを目的として実施している。

（分析確認調査）

モニタリングデータの分析精度の維持管理・一層の向上を目的として、クロスチェック（標準試料による精度確認）、分析手法マニュアルの整備・強化、分析にかかる技術研修を実施している。

（原子力艦調査）

原子力艦の寄港に伴う放射能測定については、環境の安全を確保するため、政府において適切に放射能調査を実施する必要があるという昭和39年の原子力委員会の見解に基づいて、文部科学省において専門家を収集して原子力艦調査指針大綱及び原子力艦調査実施要領を制定し、これらに則って関係機関と連携しつつ調査を実施している。

以上4つの内、最後の原子力艦放射能調査については、文部科学省の他に海上保安庁や水産庁が協力して実施しているが、本調査の実施については実施要領に基づき調査内容が定められているとともに、通常的环境放射能調査と同列に並べて評価検討すべきではなく、見直しについては別途行うこととするので、今回の評価検討対象には加えないものとする。

それぞれの調査はその性質から単純なモニタリング的調査と、各分野における基礎的研究に大別され、各課題についても区別を明確に評価・検討していくこととする。